

あき地を適正に管理し 良好な環境を!

快適で住みよい環境保全のため、「阿南市あき地等の環境保持に関する要綱」の規定に基づき、あき地の適正管理をお願いしています。住宅周辺の空き地に雑草が生い茂ると周辺の人々に不快感を与えるばかりでなく、夏季は害虫、冬季は火災の発生原因になります。水稻が始まる時期は、近隣の田んぼにも悪影響を及ぼします。これらを防ぐためにも、あき地の所有者または管理者は、責任をもって適正に土地の管理をしてください。

なお、市では私有地の除草作業は行いませんので所有者等で対応してください。所有者等で除去作業ができない場合には、有料になりますが、専門業者やシルバー人材センター等へ相談し、早めの除草作業を行うようお願いいたします。また、諸事由により維持管理ができない方については、空き家・空き土地管理サポートセンター等に相談することも可能です。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

野焼きは法律で 禁止されています!



野焼きとは

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野焼き」といいます。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。法律に違反して野焼きを行った場合、罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

野焼きが与える影響

野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染の原因となります。また周辺住民に対して「洗濯物が干せない」「煙でのどが痛い」などの悪影響を及ぼします。法律により認められている野焼きであっても、苦情が発生しないように風向き、場所等にご配慮ください。

野焼き禁止の例外

- ①国または地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
- ②災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
- ③風俗習慣上・宗教上の行事で行うために必要な場合
- ④農業、林業、漁業でやむを得ず行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

思いやり



私は地元金融機関で営業職をしている、31歳のサラリーマンです。4人家族で、3歳の息子と1歳の娘がいて、世界一かわいいです。妻はいつも優しく、笑顔が素敵で、完璧な人だと思っています。



羽ノ浦町
庄野 祐さん

しかし、そんな優しい妻の怒りが爆発した時がありました。それは、妻がなかなか寝ない子どもたちをやっとこさ寝かし付け、リビングに出てきた時でした。「なぜ、洗い物をしていないの?怒」私は、リビングで正座をしました。怒りの言葉を頂きました。仕事から帰ってきて私も疲れているのに、なぜ怒られているのか、そこまで怒られることなのか、と少しすねていたのを覚えています。とりあえず、その場は妻に謝り、許してもらいましたが、納得はしていませんでした。

時間が経ち、職場の研修で営業ヒアリングを学んだ時にふと思いつき、妻がそこまでその事実を怒った理由に思い至りました。洗い物をしなかったことに対してではなく、育児や家事の大変さを理解していない、思いやりのない行動に怒っていたのではないかと、このことに気付いたのです。そして何よりも、人と接する上で、思いやりは大切であるということにも気付くことができました。

私は日々、大切なお客さま、職場の同僚や友人、そして家族に支えられて生きています。その方々についても思いやりを持った行動を心掛けていきたいと思っています。

次は、宝田町の倉内和哉さんをお願いします。